

2020年3月13日  
教育著作権フォーラム資料1

## 改正著作権法第35条運用指針（案）

2020年3月

### 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

改正著作権法第35条と関連条文は、改正法の附則第1条第2号に基づき、公布の2018年5月25日から3年以内で政令において定める日から施行されます。



## 目次

■改正著作権法第35条（2018年改正）	4
1. 用語の定義	5
① 「複製」	5
② 「公衆送信」	5
③ 「学校その他の教育機関」	6
④ 「授業」	7
⑤ 「教育を担当する者」	8
⑥ 「授業を受ける者」	8
⑦ 「必要と認められる限度」	8
⑧ 「公に伝達」	8
⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」	9
2. 学校等における典型的な利用例	12
2-1 授業での利用の例	12
(1) 初等中等教育	13
A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例	13
B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例	14
C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例	14
(2) 高等教育	15
A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例	15
B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例	16
C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例	17
(3) 社会教育施設	18
A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例	18
2-2 授業以外での利用の例	19
<u>関連情報</u> ライセンス対象として考えられる例	20
参考資料	22
1 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて	22
2 著作権法における権利制限の例	23
3 関連法令、根拠法令等	25
(1) 非営利の教育機関	25
(2) 初等中等教育での「授業」	26
(3) 高等教育での「授業」	28
(4) 社会教育施設での「授業」	31

## ■改正著作権法 第35条（2018年改正）

改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

### <条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※著作権法の定めにより、授業目的公衆送信補償金制度は著作権隣接権に対しても準用されます。

※「引用」などの権利制限規定が適用される場合には、無許諾で利用できます。なお、本条のほか、デジタル方式による私的録音録画（30条2項）、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載（33条、33条の2、33条の3）、営利目的の試験への複製・公衆送信（36条）、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し（38条5項）等については補償金の支払いが必要です。

## 1. 用語の定義

### ①「複製」

手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に複製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。

該当する例	<ul style="list-style-type: none"><li>・黒板への文学作品の板書</li><li>・ノートへの文学作品の書き込み</li><li>・画用紙への絵画の模写</li><li>・紙粘土による彫刻の模造</li><li>・コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー</li><li>・コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存</li><li>・キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存</li><li>・パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存</li><li>・著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積（バックアップも含む）</li><li>・テレビ番組のハードディスクへの録画</li></ul>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ②「公衆送信」

放送、有線放送、インターネット送信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備やサーバー（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例	<ul style="list-style-type: none"><li>・学外に設置されているサーバーに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信</li><li>・多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信</li><li>・学校のホームページへの著作物の掲載</li><li>・テレビ放送</li><li>・ラジオ放送</li></ul>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

### ③「学校その他の教育機関」

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。

<p>該当する例 (カッコ内は根拠法令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学等（学校教育法）</li> <li>・防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等）</li> <li>・職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等）</li> <li>・保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</li> <li>・公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育機関（社会教育法、博物館法、図書館法等）</li> <li>・教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等）</li> <li>・学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）</li> </ul>
<p>該当しない例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利目的の会社や個人経営の教育施設</li> <li>・専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾</li> <li>・カルチャーセンター</li> <li>・企業や団体等の研修施設</li> </ul>

#### ④「授業」

学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。

<p>該当する例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない）</li> <li>・初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等</li> <li>・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動</li> <li>・教員の免許状更新講習</li> <li>・通信教育での面接授業<sup>1</sup>、通信授業<sup>2</sup>、メディア授業<sup>3</sup>等</li> <li>・学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する）</li> <li>・履修証明プログラム<sup>4</sup></li> <li>・社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）</li> </ul>
<p>該当しない例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等</li> <li>・教職員会議</li> <li>・大学でのFD<sup>5</sup>、SD<sup>6</sup>として実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供</li> <li>・高等教育での課外活動（サークル活動等）</li> <li>・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）</li> <li>・保護者会</li> <li>・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等</li> </ul>

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①～③は、授業の過程での行為とする。

- ①送信された著作物の履修者等による複製
- ②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製
- ③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※高等専門学校は高等教育機関だが、中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分が当てはまる。

<sup>1</sup> 通学制の大学と同様の授業

<sup>2</sup> 教科書等（インターネット配信を含む）で学んで添削指導や試験を受ける授業

<sup>3</sup> インターネットを通して教員と学生が双方向でやりとりして学ぶ授業。リアルタイムに行う「同時双方向型」と、サーバーにコンテンツを置く「非同時双方向型」がある。

<sup>4</sup> 社会人等の学生以外の者を対象とした教育プログラム。修了者には学校教育法に基づく履修証明書が交付される。

<sup>5</sup> Faculty Development。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み

<sup>6</sup> Staff Development。職員を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み

### ⑤ 「教育を担当する者」

授業を実際に行う人（以下、「教員等」という）を指します。

該当する例	・教諭、教授、講師等（名称、教員免許の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）
-------	-------------------------------------------

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。

### ⑥ 「授業を受ける者」

教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人（以下、「履修者等」という）を指します。

該当する例	・名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等）
-------	------------------------------------------

※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

### ⑦ 「必要と認められる限度」

授業に必要な部分・部数に限られます。

該当する例	・クラス単位や授業単位（大学の講義室での講義をはじめ、クラスの枠を超えて行われる授業においては、当該授業の受講者数）までの利用 ・履修者等へ配付するのと同じ複製物の授業参観、研究授業の参加者への配付
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ⑧ 「公に伝達」

公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

該当する例	・授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。
-------	------------------------------------------------------

## ⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

改正著作権法第 35 条では、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は補償金を支払ってでも無許諾では複製や公衆送信はできません。これは、学校等の教育機関で複製や公衆送信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要があるからです。

以下では、著作権者の利益を不当に害することとなる場合について、初等中等教育に分けて、複製部数や公衆送信の受信者の数及び著作物の種類と分量に関する基本的考え方を示し、不当に害する可能性が高い例を記述します。

### ⑨-1 初等中等教育

#### 基本的な考え方

##### ■複製部数や公衆送信の受信者の数■

○原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、著作権者の利益を不当に害することまでは認めないことについて、十分留意すること

##### ■著作物の種類と分量■

○紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分（※1）の利用。ただし、著作物の性格や種類、また授業の目的に鑑み、著作物の全体の利用が不可欠な場合又は著作者人格権（同一性保持権）の侵害にあたる場合は当該著作物の全部（著作権者の利益を不当に害すると認められる特段の事情のある場合を除く）（※2）

全部の例）俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞、学術雑誌等の定期刊行物に掲載された記事や論文等の言語の著作物（※3）  
写真、絵画（イラスト、版画等含む。注）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1冊でまとめて利用されるものであるため、原則として出版物全体の小部分の利用

#### <不当に害する可能性が高い例>

例）入学式等の学校行事で学年・学部全体や学生全員に配付すること

例）同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数の複製や公衆送信

例）同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる

例）授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教師用指導書や、参考書、資料集、授業で教材として使われる楽譜、合唱や吹奏楽など

の部活動で使われる楽譜、また、一人一人が学習のために直接記入する問題集、ドリル、ワークブック、テストペーパー（過去問題集を含む）等の資料に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様での複製や公衆送信

例) 美術、写真など、「不当に害しない可能性が高いと思われる例」において全部の利用が認められている著作物を市販の商品の売上に影響を与えるような品質で提供すること

例) 全部の利用が認められている著作物を一つの出版物から大量に取り出して利用すること

例) 製本して配布すること

例) 組織的に素材としての著作物をサーバーへストック（データベース化）すること

## ⑨-2 高等教育

### 基本的な考え方

#### ■複製部数や公衆送信の受信者の数■

○原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

#### ■著作物の種類と分量■

○紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分（※1）の利用。ただし、著作物の性格や種類、また授業の目的に鑑み、著作物の全体の利用が不可欠な場合又は著作者人格権（同一性保持権）の侵害にあたる場合は当該著作物の全部（著作権者の利益を不当に害すると認められる特段の事情のある場合を除く）（※2）

全部の例) 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞、学術雑誌等の定期刊行物に掲載された記事や論文等の言語の著作物（※3）

写真、絵画（イラスト、版画等含む。注）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1冊でまとめて利用されるものであるため、原則として出版物全体の小部分の利用

#### <不当に害する可能性が高い例>

例) 入学式等で学年・学部全体や学生全員に配付すること

例) 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数の複製や公衆送信

例) 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる

例) 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料（教員等が履修者等に

対して購入を指示したものを含む。)に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様での複製や公衆送信

例) 美術、写真など、「不当に害しない可能性が高いと思われる例」において全部の利用が認められている著作物を市販の商品の売上に影響を与えるような品質で提供すること

例) 全部の利用が認められている著作物を一つの出版物から大量に取り出して利用すること

例) 製本して配布すること

例) 組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック (データベース化) すること

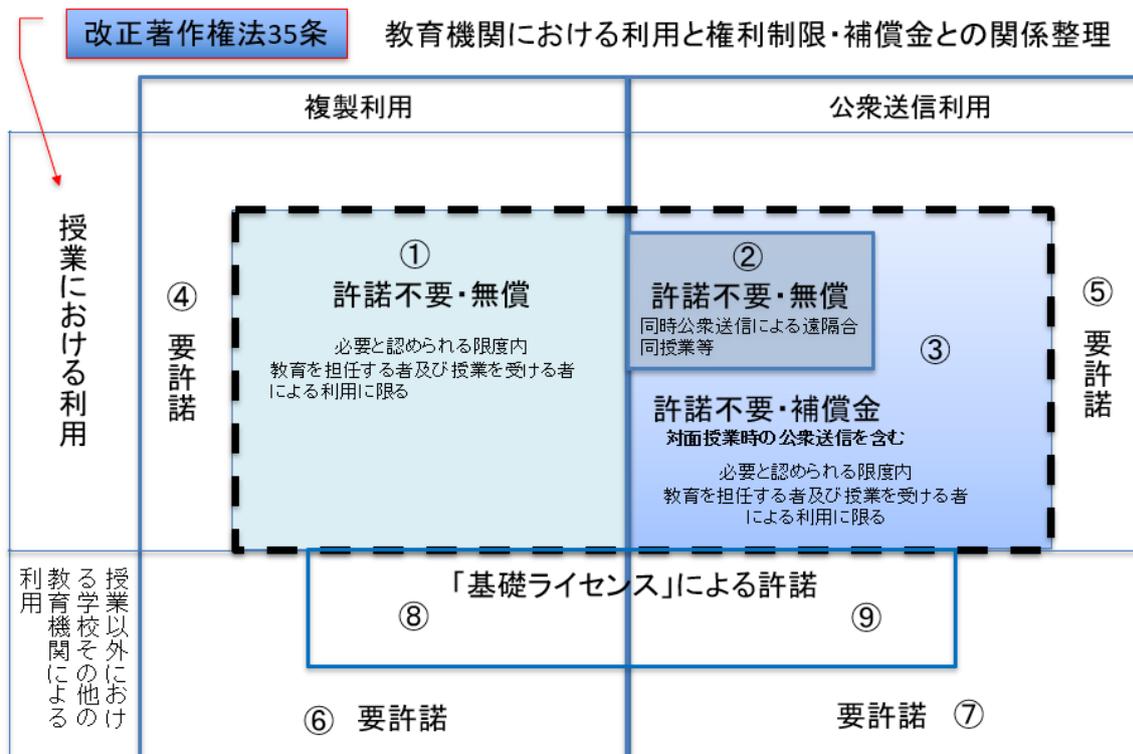
- ※1 本項における分量についての、「小部分」については、現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。
- ※2 「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。
- ※3 この中には、著作権者の利益を不当に害する場合が含まれ得るとの指摘があるので、必要な例があれば追記する。

(補足)

- ・上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する。
- ・教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる(当該履修者等の受信権限が解除されていれば削除することまでは求めない)が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする。
- ・既に絶版となっているなど、入手することが困難な出版物に掲載されている著作物を利用する場合の取扱いについては、今後の検討とする。

※「該当する例」「該当しない例」には、すべてを網羅しているわけではありません。

## 2. 学校等における典型的な利用例



※ただし、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

### 2-1 授業での利用の例

学校など教育機関の教員等は、授業の中で他人の著作物を複製し、履修者等に配付することなどについては、著作権者の許諾を得ることなく、無償で行うことができます。また、他人の著作物を使用して作成した教材を、履修者等の端末に送信したり、オンデマンド型の遠隔授業で使用したりすることもできます。この場合、著作権者の許諾を得ることは不要ですが、学校などの設置者が著作権者に補償金を支払うことが必要です。

ただし、いずれの場合でも、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」場合には著作権者の許諾が必要です。

※以下の例で示した教科名、授業のテーマ、場面は参考例です。いずれの場合も、「引用」（著作権法第32条第1項）に該当する場合などは許諾不要、無償で利用できます。また、慣行がある場合は著作者名など「出所の明示」が必要です。

## (1) 初等中等教育

### A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

#### **複製** = ①

- 教員が国語の授業で、作家のエッセイの小部分を黒板に板書する。
- 地球温暖化問題に関する調べ学習の成果をクラスの班別に発表する際に、他の生徒に配付するために、発表する生徒が新聞記事や県庁のホームページの環境対策の部分を、紙にコピーする。
- 教員や児童・生徒がクラスの修学旅行のしおりに、旅行先を題材にした歌詞などの著作物を掲載する。
- 教員が社会科、道徳、学級会などの授業で東京オリンピック・パラリンピックの施設の特徴を題材として取り上げる際、それらを教室のディスプレイで紹介するために、雑誌の記事と写真をプレゼンテーションソフトのファイルにコピーする。
- 教員が社会科、理科、道徳などの授業で防災教育を行う際、大災害の被災者の証言を聞いて考えさせるために、それを報道したテレビ番組のうち授業に関係がある部分を録画する。
- 教員が国語の授業で、ある文学作品を生徒に読み解いてもらうため、参考となる論文を紙にコピーする。
- 教員が授業参観や研究授業で地元の町おこしに関する複数の新聞記事を利用して教材を作成し、紙にコピーして生徒だけでなく、参観の保護者や教員にも配付する。
- 生徒が運動会での応援合戦のためプラカードを作成し、そこに人気漫画のキャラクターを描き写す。
- 美術の授業でデザインやレイアウトの工夫について学習するために、出版物に掲載された写真やイラストを利用して教員が作成した教材を、授業担当教員が学校の事務職員に依頼して生徒の人数分、紙にコピーしてもらう。
- 教育センターが主催する教員研修（高等学校「理科（地学）」で指導主事が「大気の組成」の指導法を解説するため、気象に関する出版物から天気図の作成方法や読み方に関する部分を参加した教員のために紙にコピーする。

#### **公衆送信** = ②

- 教員がA校の教室と、B校の教室とをインターネット回線で結び、国語の授業を同時中継で行う際、送り手の教室で黒板に板書して見せている小説の小部分を、受け手の教室に設置したディスプレイに送信する。
- 海外の姉妹校との間でインターネットを通じた同時遠隔授業を行う際、日本を紹介するため、日本側の教室の履修者等が日本の風景写真や画像を送信する。
- 欠席中の生徒が自宅で学習するために、教室での授業の様子をインターネットを通じて自宅のPCに同時中継するとともに、教室で配付した教材を送信する。

## B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

### 公衆送信 = ③

- 教員が英語の教科書に掲載されているスキット（寸劇）を、生徒に予習させるためにクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が市販の図鑑から複数の図版を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウドサーバーを通じて児童のタブレット端末に送信する。
- 教員が反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の小部分や、絵画、写真などをクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が主権者教育の授業のため、全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が修学旅行で訪ねる寺社の説明を社会科の教科書から抜き出し、生徒が修学旅行中の必要などときに個人のスマホから参照できるようにするため、クラウドサーバーにアップロードする。
- 離島の学校、院内学級、不登校の児童・生徒のための適応指導教室などで学習する児童・生徒が、オンデマンドで学習できるよう、教員が教科書や新聞記事などの著作物の小部分を用いた教材をクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が新聞記事などを使って学校内のスタジオで行った授業の映像を、離島の学校の児童・生徒の学習のため、クラウドサーバーにアップロードする。

## C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

※【 】内は許諾が必要だと考えられる理由であり、利用者の参考のために記述しました。

### 複製 = ④

- 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。【種類】【態様】
- 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校で購入した1冊の中から授業の都度、児童に配付するために問題を紙にコピーする。【用途】
- 教員が様々な分野に関するドキュメンタリー番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画して学校のサーバーにアップロードする。【態様】
- 教員が国語の授業で特定の小説の小部分を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説のほぼ全部をコピーする。【態様】
- 教員がクラスの児童用の修学旅行のしおりに、修学旅行とは関係のない最近のヒット曲の歌詞を掲載する。【必要と認められる限度】

### 公衆送信 = ⑤

- 教員が同一の画集の中から数十作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウドサーバーにアップロードし、美術の授業で生徒に個々に配備されたタブレットに送信する。【態様】

- 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校で購入した1冊の全てのページをスキャンして、児童に宿題として複数回に分けてメールで送信する。【種類】【用途】
- 教員が国語の授業で複数の掌編小説、短篇小说を授業の都度、あるいは自宅学習用にスキャンして電子ファイルにしてクラウドサーバーにアップロードし、授業と関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする。【必要と認められる限度】
- 教員が火山の噴火の起きる仕組みについてイラストで解説した著作物の小部分を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の大部分を送信する。【態様】

注1) 当該著作物が市販されている場合には、購入することも含まれます。

注2) 既に絶版となっているなど、入手することが困難な出版物に掲載されている著作物を利用する場合の取扱いについては、今後の検討とします（P11 参照）。

## (2) 高等教育

### A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

#### **複製** = ①

- 英国のEU離脱が国際社会に与える影響について議論するため、教員等が新聞各紙の社説や解説記事を学生に配付するために紙にコピーする。
- 教員が社会心理学の授業で学生に配付するため、学術雑誌のある号に掲載された10本の小論文の中から1つの関連論文を紙にコピーする。
- 教員が建築史の講義で、インターネットに掲載された世界各地の建築物の写真を学生に見せるため、プレゼンテーションソフトのファイルにコピーする。
- 教員が、東京大空襲の体験者の証言を集めたドキュメンタリー番組を、教室のディスプレイで学生に視聴させるために録画する。
- 教員が、大学の教室で行う無料の公開講座での受講生用の資料として、郷土史家が地域の歴史を書いた出版物の小部分を紙にコピーする。
- 学生が美術の実習で技術を身につけるために、教室に飾られた実物の絵画を模写する。
- 学生がゼミ合宿で教員とゼミ生に上映するため、公的年金を取り上げた新聞記事をスキャンしてプレゼンテーションソフトのファイルにコピーする。
- 日本史を担当する教員が、事務職員に依頼して、研究書の小部分を使った教材を生徒の人数分、紙にコピーしてもらう。

#### **公衆送信** = ②

- 教員がA大学で行う政治学の講義で、選挙制度を解説した新聞記事を利用した教材を学生に配付し、その教材が映った講義の映像を同時にB大学の教室で履修者等がディスプレイや個々の端末で視聴するために送信する。(学生の自宅の端末に講義映像を同時に送信する場合も含む)

- A大学とB大学の教室をインターネット回線で結び、両大学の学生がデフレ対策について討論する際に、一方の教室で上映した評論家による経済誌での解説記事を、他方の教室に同時送信する。
- フィールドワークのため遠隔地に滞在する学生が、必修の科目をPCやスマホで受講できるようにするため、教室での授業の様子を、インターネットを通じて同時中継するとともに、教室で配付した教材を送信する。

## B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

### 公衆送信 = ③

- 「現代文学論」の授業を担当する教員が、長編小説の小部分をスキャンしてLMS (Learning Management System) にアップロードする。
- 教員が生命倫理に関する各新聞社の社説を学生に比較・分析させるため、LMSに社説をアップロードする。
- 教員が比較財政学の授業で日本の消費税制度を教授し、授業時間外では各国の付加価値税の制度を学習させるため、関連学会の会員のみが利用できる学会誌サイトから会員の資格でダウンロードした30ページの論文を、大学のLMSにアップロードする。
- 教員が多変量解析の手法を学生に事前・事後に学習させるため、教科書や参考書の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が学生に化学実験を行わせるため、実験マニュアルや参考書の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が現代日本文学の授業で、文字での表現と、映像での表現を学生に比較させるため、小説の小部分と、映画で該当する場面の映像をLMSにアップロードする。
- 教員が音楽と現代社会のかかわりについて生徒に考察させるため、複数の楽曲の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が音楽の演奏・作曲に関する講義で、楽譜が映った講義を録画してLMSにアップロードする。
- 教員が大学のスタジオ（学生は不在）で教育に関する出版物の小部分を教材として講義を録画し、LMSにアップロードする。
- 教員が裁判員制度に関する授業で、講義で対面する学生のタブレットに、過去の判決を解説した新聞記事を、クラウドサーバーを経由して送信する（学生から教員と他の学生に送信する場合も同じ）。
- 学生がゼミでの発表のため、関連する論文を抜粋して作成した資料を、教員や他のゼミ生が参照できるようにするため、LMSにアップロードする。
- マーケティングの講義を担当する教員が、統計学に関する出版物の小部分を利用して教材を作成し、事務職員に依頼してLMSにアップロードしてもらう。

## C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

※【 】内は許諾が必要だと考えられる理由であり、利用者の参考のために記述しました。

### 複製 = ④

- 教員が、法学を学ぶ学生に配付するため、市販の法律雑誌に掲載された記事のうち、雑誌の大部分にあたるような数の記事を紙にコピーする。【態様】
- 教員が児童文学の授業で、絵本のすべてのページを上質な紙にコピーする。【態様】
- フランス語文法の授業で、フランス語文法の教科書の著者校正ずみのPDFをプリントアウトして、さらに訂正を書き込んだ上で、生徒に配付するために紙にコピーする。【用途】
- 教員が日本文学専攻のゼミで、文章の構成を学ぶために必要だとして、月刊誌に掲載された文学賞の受賞作品の全文を、生徒に配付するために紙にコピーする。【態様】
- マクロ経済学に関する授業で、事前学習用として各回の講義で扱うテーマに関する章（現在市販されている、ある入門書の小部分）を講義の都度紙にコピーして受講生に配付し、結果的にその入門書の大部分をコピーする。【態様】

### 公衆送信 = ⑤

- 教員が自分のゼミの学生の参考にするため、現在市販されている学術雑誌の大部分を占めるような論文の全体をスキャンして、大学のLMSにアップロードする。【態様】
- 教員が市販されている論文集の中から相対性理論に関する論文を、講義の教材としてはその小部分しか使わないのに、全部をスキャンして大学のLMSにアップロードする。【必要と認められる限度】
- 教員が経営学の授業で、簿記の問題集を、学生が買わなくても済むようにと数ページ分をPDF化し、SNSを介してその授業の学生全員に送信する。【用途】
- 教員が政治過程論の講義で、事前学習用に政治学者による入門書の一部分を毎回の講義でスキャンしてLMSにアップロードし、結果的にその入門書の大部分をアップロードする。【態様度】
- 数万人が受講可能なMOOC（Massive Open Online Course）で提供される宇宙開発に関する講義映像において、担当講師がロケット発射時の様子を撮影した通信社の写真を引用したが、それでは画像が不鮮明で見づらいので、別途高品質の当該写真を閲覧者全員がダウンロードできるようにLMSにアップロードする。【態様】

注1）当該著作物が市販されている場合には、購入することも含まれます。

注2）既に絶版となっているなど、入手することが困難な出版物に掲載されている著作物を利用する場合の取扱いについては、今後の検討とします（P11参照）。

### (3) 社会教育施設

#### A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

##### **複製** = ①

- 博物館、美術館等における解説講座や、公民館での講座で受講者に配付するため、学芸員や講師が資料として出版物の小部分を紙にコピーする。
- 博物館、美術館等での解説講座で受講者に解説するため、学芸員がプレゼンテーションソフトに出版物や新聞記事等の小部分を保存する。

##### **公の伝達**

- 博物館、美術館等でのミニレクチャー、ミニトークで受講者に解説するため、学芸員がタブレット端末で動画共有サイトの動画を見せる。

## 2-2 授業以外での利用の例（要許諾）

学校その他の教育機関で、他人の著作物を授業以外で利用する場合は、権利者の許諾を得ることが必要です。

### 複製、公衆送信 = ⑥、⑦

#### ■著作権者の許諾が必要な例

##### A) 学校その他の教育機関

###### <初等中等教育>

- 教職員が、自校を取り上げた雑誌記事をスキャンして学校のホームページに掲載する。
- 教員が大災害についての新聞記事を示して行った授業を録画し、その動画を学校のホームページや動画サイトに掲載する。
- 教職員が、入学希望者に向けた学校紹介の動画のBGMに、ヒット中の曲を流す。
- 教職員が、保護者に紙で配付する学校だよりに著作物を掲載する。

###### <高等教育>

- 教職員が、新聞に掲載された教員のインタビュー記事をスキャンして大学の広報誌に掲載する。
- 大学のホームページに、高校生に人気の曲を含む入学希望者向けの大学紹介動画をアップロードする。
- 大学の軽音楽部で、市販の楽譜を部員全員に配付するために紙にコピーする。
- 大学の運動系サークルの活動で、新入生に見せるために競技の入門書を紙にコピーしたり、スキャンしてSNSに投稿したりする。
- 学生サークルが自主的なボランティア活動（単位認定されないもの）に参加する際、参加者に見せるために、その活動を主催するNPO団体を紹介した雑誌記事をスマホで撮影してSNSに投稿する。

##### B) 学校その他の教育機関以外

- 教育委員会事務局の指導主事が、図鑑などから写真やイラストなどを使用して小学生向けの理科の教材を作成し、管内の教育機関や教員が自由に使えるよう、紙にコピーしたり、電子ファイルで送信したりする。
- 教育委員会事務局の指導主事が、著作物を利用してテスト問題を作成し、管内の教育機関や教員が自由に使えるよう、紙にコピーしたり、電子ファイルで送信したりする。

**※「学校等における典型的な利用例」は、本運用指針の定期的な見直しにあわせて追加、修正します。**

## ＜関連情報＞ ライセンス対象として考えられる例

改正法35条によって無許諾・無償、又は無許諾・補償金の対象とならない利用のうち、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) による包括的なライセンス（「基礎ライセンス」）の対象にすることで、教育機関における著作物利用の円滑化に資すると考えられるもの = ⑧、⑨

### ■授業以外の教育機関設置者（内）利用における複製、公衆送信又は伝達利用

ライセンス範囲とする条件：部数・人数、分量等について改正著作権法35条の運用指針に準じた利用であること。

- (ア) 教員間や教育機関間において、教育目的で教材等を受け渡すための複製または公衆送信（教育機関設置者が複数の教育機関を設置している場合、同一の教育機関の種類の教員間での利用に限る。（注）同一の教育機関の意味は、いずれの利用であっても小学校の教材は小学校の教員間、中学校の教材は中学校の教員間であること）
- (イ) 授業を受けた履修者等が在学中当該授業の教材を継続して利用できるようにすること
- (ウ) 保護者会等在学中の履修者等の保護者向け資料への利用
- (エ) 教職員会議等校内会議
- (オ) 教職員研修（高等教育ではFD、SDとして実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供等を含む。教育機関又は教育機関設置者以外の関係者等が対象に含まれているものを除く）
- (カ) オープンキャンパス等で行われる模擬授業等

※このほか、④⑤⑥⑦の利用の一部をカバーするその他ライセンスが、各権利者団体によって検討されています。

※(イ)については、「著作権者の権利を不当に害する場合」の中で継続検討とされています。

※④、⑤に該当する利用を対象とするかについては、具体例を踏まえ、今後の検討とします。

(補足)

SARTRAS としては、ライセンスできる委託レポーターを明確にし、また、増やすための対応及び関連の対応として、次の項目を中心に進めることを検討しています。

- a) 基礎ライセンスの対象レポーターかどうかを教育機関が容易に知ることができるよう、委託団体等データベースへのアクセスを容易とするポータル・サイト開設（SARTRAS WEB 内）
- b) a) と合わせ、基礎ライセンスで許諾できる範囲を超える許諾についての情報提供
- c) 人文系の学会連合会（仮称）の設立を支援し、権利管理を受託
- d) SARTRAS の社員を構成する団体以外の団体への委託の呼びかけ
- e) SARTRAS の社員を構成する団体等 SARTRAS へ管理を再委託する団体が各自で行うレポーター増加対策（本会のライセンスに限る委託の促進も含む）
- f) ADR<sup>7</sup>機関設置の検討
- g) 相談窓口（普及啓発との関連で日本行政書士会連合会と現在締結に向け協議中の連携協定に伴う全国の行政書士が対応するヘルプ・デスク）の設置

---

<sup>7</sup> Alternative Dispute Resolution の略。訴訟手続によらない紛争解決方法を広く指すもの。

## 参考資料

### 1 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて（文化庁作成）

#### （参考）授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて

	教室での対面授業	遠隔対面授業等	スタジオ型の遠隔授業 (同時双方向)	オンデマンド型の 遠隔授業
教員等		各教員にそれぞれ 教員(教科担当)がいる	配信側：教員 受信側：教員不在	配信側：教員 受信側：教員不在の場合あり
配信側の教室等における生徒の有無		生徒等がいる	生徒等がいない(対面型)	生徒等がいない(スタジオ型)
各教育機関での実施の可否	各教育機関で可能	各教育機関で可能	高校で 平成27年度に解禁 大学等で可能	大学等で可能
「双方向」/ 「一方向」	「双方向」・「一方向」			
個々の授業の 生徒数	<小中高> (標準)40人以下 <大学等> 授業形態により異なる※	<小中高> [(標準)40人以下] x 字級数 <大学等> 授業形態により異なる※	<高校> (標準)40人以下 <大学等> 授業形態により異なる※	<大学等> 授業形態により異なる※ なお、小中高でも授業形態・不登校児童・生徒等向けの配信は考えられる。
著作物の 利用形態	複製 公の伝達 公衆送信	複製・公衆送信 対面授業で利用している著作物以外の著作物を送信する場合は除く	公衆送信	公衆送信
教授と受講の タイミング	同時	同時	同時 (異時) [異時・予備留用のメール送信等]	異時
法改正前の扱い	原則許諾不要・無償(35条1項)【昭和46年～】	原則許諾不要・無償(35条2項)【平成15年～】	原則許諾不要・無償(35条2項)	原則許諾必要・ライセンス料
改正後の 著作権法上の 扱い	原則許諾不要・無償(35条1項)【教育現場の混乱への配慮】(補償金は将来的課題)	原則許諾不要・無償(35条1項)	原則許諾不要・無償(35条3項)【教育現場の混乱への配慮】(補償金は将来的課題)	原則許諾不要・補償金(35条2項)

※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る。

## 2 著作権法における権利制限の例

著作権法には、私的な使用目的での複製など、著作権侵害にはあたらないとする事例も定められています（＝著作権者の権利が制限されます）。ただ、そのような事例においても、それぞれの条文により適用の要件が定められており、著作権者の利益を不当に害する場合は認められなかったり、無許諾で利用できても補償金の支払いが必要だったりする場合があります。

私的使用のための複製 (第30条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人的又は家庭内もしくは家庭に準ずる閉鎖的な範囲で使用する場合に適用されます。</li> <li>・一般的に業務上の利用については私的使用に含まれないと考えられます。</li> </ul>
図書館等における複製等 (第31条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共図書館の他に学校教育法上の大学、高等専門学校、特別法上の教育機関等政令で定める機関の図書館等が行う複製サービス等に適用されます。</li> <li>・小、中、高の図書室は複製が認められる「図書館等」には含まれません。</li> </ul>
引用 (第32条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員等又は履修者等の論文、レポート等の作成に当たって、他人の著作物を利用する場合等に適用されます。(32条1項)</li> <li>・明瞭区分性、主従関係等の要件が必要とされています(パロディー事件&lt;S55.3.28最高裁判決&gt;)。また近時、引用の要件である「公正な慣行」や「引用の目的上正当な範囲」に該当するかどうかを様々な事情を総合的に考慮して判断するという考えに基づく判例もあります。(絵画鑑定書事件&lt;H22.10.31知財高裁判決&gt;)</li> <li>・論文、レポート等の作成以外にも教材の作成や授業のやり方によっては引用の規定が適用される場合があります。</li> <li>・周知目的の公的機関名義の広報資料、調査統計資料、報告書等を説明の材料として刊行物に転載する場合に適用があります。(第32条2項)</li> </ul>
試験問題としての複製等 (第36条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試問題、定期試験等の問題を作成し、利用する場合に適用があります。(第36条1項)</li> <li>・紙媒体を用いた試験だけでなく、インターネット(公衆送信)を用いた試験も対象となります。</li> </ul>
教科用図書代替教材への掲載等 (第33条2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の必要上で認められる限度において、デジタル教科書に掲載することができます。</li> <li>・掲載にあたっては、教科用図書の発行者への通知と、著作権者への補償金の支払いが必要です。</li> </ul>
営利を目的としない上演等 (第38条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の文化祭での演奏会等、非営利で聴衆・観衆から料金を取らず、出演者に報酬が支払われない等の条件を満たせば利用できます。</li> <li>・公衆送信は含まれません。</li> </ul>

<p>公開の美術の著作物等の利用 (第46条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彫刻など美術の著作物で、屋外に恒常的に設置されているものはパンフレットなどに利用できます。</li> <li>・彫刻など著作物の複製を作るには、別に許諾を取る必要があります。</li> </ul>
<p>複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (第47条の7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法35条等の複製権の権利制限規定によって無許諾で作成された複製物は、著作権者の許諾を得ることなく公衆に提供することができます。</li> </ul>
<p>目的外使用 (第49条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利制限規定によって作成された複製物を、それぞれの規定で認められた作成の目的とは別の目的で配布したり、公衆に提示したりするには、別に許諾を取る必要があります。</li> </ul>

### 3 関連法令、根拠法令等

#### (1)「非営利の教育機関」

##### ○学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

##### <教育センター、図書館、博物館、公民館等 関連>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

##### <教育センターでの研修 関連>

##### ○教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

<株式会社立学校 関連>

○構造改革特別区域法

第12条11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

著作権法 (昭和45 年法律第4 8号)	第35条 第1項	設置されている ものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。第38条第1項において同じ。）の設置する学校を含む。
	第38条 第1項	又は観衆  受けない場合	若しくは観衆  受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

(2) 初等中等教育での「授業」

▽小中高共通：特別活動

学校教育法施行規則、小・中・高校の学習指導要領

学級活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他

▽小学校（義務教育学校の前期課程）

学校教育法施行規則（第50条、51条、52条等）

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動（特別支援学校）、宗教（道徳の代替）など

▽中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程）

学校教育法施行規則（第72条、73条、79条）

国語、社会、数学、理科、音楽、外国語、美術、保健体育、技術・家庭 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動（特別支援学校）、宗教（道徳の代替）など

▽高等学校（中等教育学校の後期課程）

学校教育法施行規則（第84条等）

○普通教科 国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語、保健体育、芸術、家庭、情報、学校設定教科

○専門教科 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、外国語、理数、体育、音楽、美術、学校設定教科

○教科以外 総合的な探究の時間、特別活動、自立活動、宗教（道徳の代替）

○学習指導要領 特別活動（年間35時間程度）

<小学校>

学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事

<中学校>

学級活動、生徒会活動、学校行事

<高等学校>

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

◆教育課程外活動に関して

<中学校、高校の部活動 関連>

○中学校学習指導要領 第1章総則（平成29年告示）

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

○学校教育法施行規則

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁：平成30年3月）

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁：平成30年3月）

<その他>

◆公開（研究）授業

○平成29年告示 小学校学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

◆授業検討会

○平成29年告示 小学校学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

◆地域住民や保護者等への授業公開（授業参観）

○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）、専修学校（第133条）及び各種学校（第134条第2項）に、それぞれ準用する。

(3) 高等教育での「授業」

○学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

○大学設置基準

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

### 第31条

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

### ○学校教育法

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

注：履修証明プログラムは「特別の課程」である。

### ○平成3年文部省告示第68号（大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）＝令和元年8月に一部改正

- 1 大学の専攻科又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により大学が編成する特別の課程における学修
- ...
- 6 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 7 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 8 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 9 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

### <FDについての根拠>

#### ○大学設置基準

第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## <SDについての根拠>

### ○大学設置基準

第42条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

## <大学が行う公開講座についての根拠>

### ○学校教育法

第107条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

### ○国立大学法人法

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

## <専修学校>

### ○学校教育法

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

## ○専修学校設置基準

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

○平成11年文部省告示第184号（専修学校設置基準第10条第1項及び第3項の規定による専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修）

1 省令第11条第1項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

（略）

三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学修機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

（略）

## （4）社会教育施設での「授業」

<公民館における「授業」>

### ○社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1 定期講座を開設すること。

2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

## <図書館における「授業」>

### ○図書館法

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(略)

6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

…

8 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)

## <博物館における「授業」>

### ○博物館法

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

(略)

7 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

…

9 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)